

全国民生委員互助事業給付金申請の時宜と留意事項について【令和元(平成31)年度】

	種 別	申請できる期間 (全て発生後1年以内)	申請のタイミング	留意事項
公務関係	公務死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	必要書類の添付
	公務傷害見舞	発生後1年以内	<p><重度の後遺障がいや長期(180日以上)の入院を伴わない負傷の場合> 事故発生後、治療中であってもできる限り早期に申請ください。</p> <p><重度の後遺障がいや長期(180日以上)の入院を伴う場合> 治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請ください。</p>	<p>必要書類の添付</p> <p>※医師の診断書は、原則として受傷後1か月以内の取得をお願いします。</p>
	公務疾病見舞	発生後1年以内	<p><完治した場合> 完治後、速やかに申請してください。</p> <p><治療中の場合> 治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請ください。</p>	<p>必要書類の添付</p> <p>※医師の診断書は、原則として発症後1か月以内の取得をお願いします。</p>
一般給付	一般死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	配偶者死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	一般傷病 療養1か月以上2か月未満 (31日～60日)	完治後直ちに～発生後1年以内	全治期間が31日～60日で確定したら、速やかに申請してください。	同一事由によるものは1回のみ申請可。 全治期間の記入。
	一般傷病 療養2か月以上 (61日～)	発生から2か月经過後～発生後1年以内	治療期間が、2か月(61日)を超えた場合は、治療中でも申請可能です。 2か月(61日)を超えた時点で、速やかに申請してください。	同一事由によるものは1回のみ申請可。 全治期間(あるいは発生日～治療中)の記入。
	災害見舞(居宅) (全壊・大規模半壊) (半壊)	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、関係官公署より罹災証明書を取得のうえ、速やかに申請してください。	罹災証明書による被害区分(全壊、大規模半壊、半壊)、被災の年月日・種類(台風○号、▽地震、火災等)の記入。
	退任慰労 (在任3年以上9年未満) (9年以上15年未満) (15年以上)	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	退任年月日と在任期間の記入。

- ① 互助給付は、あくまでも**現職の民生委員・児童委員が対象**です。
退任した民生委員・児童委員には給付できません。
- ② 傷害・疾病等により療養していた委員が退任される場合は、**退任前**に該当する見舞金の給付申請を先にしてください。そのうえで、申請月を分けて、退任慰労について申請するようにしてください。
- ③ 公務傷害・公務疾病の場合の「全治期間」とは、傷病・疾病が発生してから申請日時点までの通院、入院、自宅療養を含む治療日数をさします。
※治療中で申請する場合、全治期間には、「(発生日)～治療中」と記入ください。